

飲料水

水道法51項目

「厚生労働省 水道法 第4条2項に基づく水質基準に関する省令」

平成27年4月1日施行

区分	No.	項目	基準値
病原微生物の指標	1	一般細菌	100 個/ml以下
	2	大腸菌	検出されないこと
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
	20	ベンゼン	0.01 mg/l以下
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/l以下
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下
	23	クロロホルム	0.06 mg/l以下
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下
	26	臭素酸	0.01 mg/l以下
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下
色・味	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下
	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下
	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下
	38	塩化物イオン	200 mg/l以下
	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下
	40	蒸発残留物	500 mg/l以下
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下
臭気	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l以下
味	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下
基礎的性状	47	pH値	5.8~8.6
	48	味	異常でないこと
	49	臭気	異常でないこと
	50	色度	5度 以下
	51	濁度	2度 以下